

【表紙】

| | | |
|-----------------------------|---|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成26年12月16日 | |
| 【会社名】 | 東京ボード工業株式会社 | |
| 【英訳名】 | T O K Y O B O A R D I N D U S T R I E S C O . , L T D . | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 井上 弘之 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区新木場二丁目11番1号 | |
| 【電話番号】 | 03 - 3522 - 4138 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理部長 尾股 拓彦 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都江東区新木場二丁目11番1号 | |
| 【電話番号】 | 03 - 3522 - 4138 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理部長 尾股 拓彦 | |
| 【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額 | |
| | ブックビルディング方式による募集 | 168,300,000円 |
| | 売出金額 | |
| | (引受人の買取引受による売出し) | |
| | ブックビルディング方式による売出し | 784,800,000円 |
| | (オーバーアロットメントによる売出し) | |
| | ブックビルディング方式による売出し | 130,800,000円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 | |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月19日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年12月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集100,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し420,000株(引受人の買取引受による売出し360,000株・オーバーアロットメントによる売出し60,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年12月15日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）

(2) ブックビルディング方式

3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

(2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

2．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

3．ロックアップについて

4．親引け先への販売について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|--------------|--|
| 普通株式 | 100,000(注) 2 | 単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |

- (注) 1. 平成26年11月19日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数は、平成26年11月19日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 当社は、東海東京証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。東海東京証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|--------------|--|
| 普通株式 | 100,000(注) 2 | 単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |

- (注) 1. 平成26年11月19日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数は、平成26年11月19日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 当社は、東海東京証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、5,000株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。東海東京証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成26年12月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成26年12月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,683円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 100,000 | 168,300,000 | - |
| 計(総発行株式) | 100,000 | 168,300,000 | - |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 仮条件（1,980円～2,180円）の平均価格（2,080円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は208,000,000円となります。

(訂正後)

平成26年12月15日に決定された引受価額(2,005.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,180円)で募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 100,000 | 168,300,000 | - |
| 計(総発行株式) | 100,000 | 168,300,000 | - |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 1,683 | - (注) 3 | 100 | 自 平成26年12月17日(水) 至 平成26年12月19日(金) | 未定 (注) 4 | 平成26年12月24日(水) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,980円以上2,180円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年12月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,683円）及び平成26年12月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成26年12月25日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 申込み在先立ち、平成26年12月8日から平成26年12月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりますは、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額（1,683円）を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|--------------------|----------------|
| 2,180 | 2,005.60 | 1,683 | - (注) 3 | 100 | 自 平成26年12月17日(水) 至 平成26年12月19日(金) | 1株に つき 2,180 | 平成26年12月24日(水) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,980円～2,180円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数100,000株、引受人の買取引受による売出し株式数360,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限60,000株（以下総称して「公開株式数」という。）を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、

申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

申告された総需要件数が多数に渡っていたこと。

申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

が特徴として見られました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,180円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,005.60円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（2,180円）と会社法上の払込金額（1,683円）及び平成26年12月15日に決定された引受価額（2,005.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,005.60円）は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年12月25日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|---------------------|--------------|---|
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 8,000 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成26年12月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 46,000 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 13,800 | |
| SMBCFriend証券株式会社 | 東京都中央区日本橋兜町7番12号 | 9,200 | |
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 | 4,600 | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | 4,600 | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | 4,600 | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 4,600 | |
| 極東証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | 4,600 | |
| 計 | - | 100,000 | - |

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年12月15日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|---------------------|--------------|---|
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 8,000 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成26年12月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,005.60円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき174.40円)の総額は引受人の手取金となります。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 46,000 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 13,800 | |
| SMBCFレンド証券株式会社 | 東京都中央区日本橋兜町7番12号 | 9,200 | |
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 | 4,600 | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | 4,600 | |
| エース証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 | 4,600 | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 4,600 | |
| 極東証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | 4,600 | |
| 計 | - | 100,000 | - |

(注) 1. 上記引受人と平成26年12月15日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 191,360,000 | 12,000,000 | 179,360,000 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,980円~2,180円)の平均価格(2,080円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 200,560,000 | 12,000,000 | 188,560,000 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額179,360千円については、平成27年3月期中に、木材環境ソリューション事業の設備投資として、新木場リサイクル工場における品質別木材チップ貯蔵サイロの増設に150,000千円充当し、借入金の返済に29,360千円充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期までは主に安全性の高い金融商品等により運用する方針であります。

(注) 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額188,560千円については、平成27年3月期中に、木材環境ソリューション事業の設備投資として、新木場リサイクル工場における品質別木材チップ貯蔵サイロの増設に150,000千円充当し、借入金の返済に38,560千円充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期までは主に安全性の高い金融商品等により運用する方針であります。

(注) 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成26年12月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|--|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 360,000 | 748,800,000 | 東京都中野区南台三丁目31番15号 T・B・H株式会社 250,000株 埼玉県さいたま市浦和区 太田 稔 30,000株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援投資事業有限責任組合 30,000株 東京都中央区日本橋一丁目7番17号 MUF Gベンチャーキャピタル1号投 資事業有限責任組合 20,000株 東京都中野区 鈴木 吉助 10,000株 埼玉県さいたま市南区 佐藤 實 10,000株 東京都足立区 石毛 哲男 10,000株 |
| 計(総売出株式) | - | 360,000 | 748,800,000 | - |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件（1,980円～2,180円）の平均価格（2,080円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成26年12月15日に決定された引受価額(2,005.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,180円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|---------|-------------|--|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 360,000 | 784,800,000 | 東京都中野区南台三丁目31番15号 T・B・H株式会社 250,000株 埼玉県さいたま市浦和区 太田 稔 30,000株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援投資事業有限責任組合 30,000株 東京都中央区日本橋一丁目7番17号 M U F G ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 20,000株 東京都中野区 鈴木 吉助 10,000株 埼玉県さいたま市南区 佐藤 實 10,000株 東京都足立区 石毛 哲男 10,000株 |
| 計(総売出株式) | - | 360,000 | 784,800,000 | - |

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株 数単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|----------------------|-------------|--|-------------------|------------------|---|---------------------------------------|--------------|
| 未定 (注) 1 (注) 2 | 未定 (注) 2 | 自 平成26年 12月17日(水) 至 平成26年 12月19日(金) | 100 | 未定 (注) 2 | 引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所 | 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 | 未定 (注) 3 |

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成26年12月15日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株 数単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|-------------|-------------|--|-------------------|--------------------|---|---------------------------------------|--------------|
| 2,180 | 2,005.60 | 自 平成26年 12月17日(水) 至 平成26年 12月19日(金) | 100 | 1株に つき 2,180 | 引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所 | 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 | (注) 3 |

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 引受人である東海東京証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき174.40円）の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成26年12月15日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 | |
|----------|-----------------------|----------------|-----------------------------|---|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 60,000 | 124,800,000 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番 1号 東海東京証券株式会社 60,000株 |
| 計(総売出株式) | - | 60,000 | 124,800,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（1,980円～2,180円）の平均価格（2,080円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 | |
|----------|-----------------------|----------------|-----------------------------|---|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 60,000 | 130,800,000 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番 1号 東海東京証券株式会社 60,000株 |
| 計(総売出株式) | - | 60,000 | 130,800,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約の 内容 |
|-------------|--|---------------|--------------|--|--------------------|--------------|
| 未定 (注)1 | 自 平成26年 12月17日(水) 至 平成26年 12月19日(金) | 100 | 未定 (注)1 | 東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本支 店及び営業所 | - | - |

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成26年12月15日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約の 内容 |
|-------------|--|---------------|----------------|--|--------------------|--------------|
| 2,180 | 自 平成26年 12月17日(水) 至 平成26年 12月19日(金) | 100 | 1株につき 2,180 | 東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の本支 店及び営業所 | - | - |

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により平成26年12月15日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である鈴木吉助、伊藤一男、石毛正広（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、平成27年1月16日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である鈴木吉助、伊藤一男、石毛正広（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（60,000株）を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、平成27年1月16日を行使期限として貸株人から付与されております。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（60,000株）を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(訂正前)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である鈴木吉助、貸株人である伊藤一男、石毛正広、売出人であるT・B・H株式会社、太田稔、佐藤實、石毛哲男、当社株主であるセイホク株式会社、JKホールディングス株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、伊藤忠建材株式会社、住友林業株式会社、双日建材株式会社、トーヨーマテリア株式会社、丸紅建材株式会社、共和商事株式会社、東北接着剤株式会社、関口良雄、ボード株式会社、太田真人、株式会社オーシカ、西原幸雄、西原徹、伴正雄、当社役員である井上弘之、小林三郎、並びに当社子会社役員である小澤勝雄、相川和政、矢部弘治は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目（平成27年3月24日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目（平成27年6月22日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行（自己株式の処分を含む）、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目（平成27年6月22日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正後)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である鈴木吉助、貸株人である伊藤一男、石毛正広、売出人であるT・B・H株式会社、太田稔、佐藤實、石毛哲男、当社株主であるセイホク株式会社、JKホールディングス株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、伊藤忠建材株式会社、住友林業株式会社、双日建材株式会社、トーヨーマテリア株式会社、丸紅建材株式会社、共和商事株式会社、東北接着剤株式会社、関口良雄、ボード株式会社、太田真人、株式会社オーシカ、西原幸雄、西原徹、伴正雄、当社役員である井上弘之、小林三郎、並びに当社子会社役員である小澤勝雄、相川和政、矢部弘治は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目（平成27年3月24日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目（平成27年6月22日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行（自己株式の処分を含む）、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成27年6月22日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(訂正前)

| | |
|-----------------|---|
| a．親引け先の概要 | 東京ボード工業従業員持株会（理事長 奈良 成敏） 東京都江東区新木場二丁目11番1号 |
| b．当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| c．親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| d．親引けしようとする株式の数 | 未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、5,000株を上限として、平成26年12月15日（発行価格決定日）に決定される予定。） |
| e．株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| f．払込みに要する資金等の状況 | 当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| g．親引け先の実態 | 当社の従業員で構成する従業員持株会であります。 |

(訂正後)

| | |
|-----------------|---|
| a．親引け先の概要 | 東京ボード工業従業員持株会（理事長 奈良 成敏） 東京都江東区新木場二丁目11番1号 |
| b．当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| c．親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| d．親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 5,000株 |
| e．株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| f．払込みに要する資金等の状況 | 当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| g．親引け先の実態 | 当社の従業員で構成する従業員持株会であります。 |

(3) 販売条件に関する事項

(訂正前)

販売価格は、発行価格決定日（平成26年12月15日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(訂正後)

販売価格は、平成26年12月15日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（2,180円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

(訂正前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に 対する所有株式 数の割合(%) | 本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の所有 株式数(株) | 本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の 株式総数に 対する所有 株式数の 割合(%) |
|-------------------|--------------------|--------------|-----------------------------|---|--|
| 東京ボード工業株式会社(自己株式) | 東京都江東区新木場2丁目11番1号 | 1,200,025 | 32.78 | 1,100,025 | 30.05 |
| 井上 弘之 | 東京都杉並区 | 744,543 | 20.34 | 744,543 | 20.34 |
| T・B・H株式会社 | 東京都中野区南台3丁目31番15号 | 535,535 | 14.63 | 285,535 | 7.80 |
| セイホク株式会社 | 東京都文京区本郷1丁目25番5号 | 270,000 | 7.38 | 270,000 | 7.38 |
| 鈴木 吉助 | 東京都中野区 | 98,250 | 2.68 | 88,250 | 2.41 |
| 東京ボード工業従業員持株会 | 東京都江東区新木場2丁目11番1号 | 79,250 | 2.17 | 84,250 | 2.30 |
| JKホールディングス株式会社 | 東京都江東区新木場1丁目7番22号 | 78,070 | 2.13 | 78,070 | 2.13 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町1丁目5番5号 | 50,000 | 1.37 | 50,000 | 1.37 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 50,000 | 1.37 | 50,000 | 1.37 |
| 伊藤忠建材株式会社 | 東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 住友林業株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 双日建材株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目7番2号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| トーヨーマテリア株式会社 | 東京都港区赤坂7丁目6番38号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 丸紅建材株式会社 | 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 計 | - | 3,255,673 | 88.94 | 2,900,673 | 79.25 |

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月19日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月19日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(5,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(訂正後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する所有株式 数の割合(%) | 本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株) | 本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%) |
|-----------------------|------------------------|--------------|-------------------------|---|--|
| 東京ボード工業株式会 社(自己株式) | 東京都江東区新木場2 丁目11番1号 | 1,200,025 | 32.78 | 1,100,025 | 30.05 |
| 井上 弘之 | 東京都杉並区 | 744,543 | 20.34 | 744,543 | 20.34 |
| T・B・H株式会社 | 東京都中野区南台3丁 目31番15号 | 535,535 | 14.63 | 285,535 | 7.80 |
| セイホク株式会社 | 東京都文京区本郷1丁 目25番5号 | 270,000 | 7.38 | 270,000 | 7.38 |
| 鈴木 吉助 | 東京都中野区 | 98,250 | 2.68 | 88,250 | 2.41 |
| 東京ボード工業従業員 持株会 | 東京都江東区新木場2 丁目11番1号 | 79,250 | 2.17 | 84,250 | 2.30 |
| JKホールディングス 株式会社 | 東京都江東区新木場1 丁目7番22号 | 78,070 | 2.13 | 78,070 | 2.13 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町 1丁目5番5号 | 50,000 | 1.37 | 50,000 | 1.37 |
| 株式会社三菱東京UF J銀行 | 東京都千代田区丸の内 2丁目7番1号 | 50,000 | 1.37 | 50,000 | 1.37 |
| 伊藤忠建材株式会社 | 東京都中央区日本橋本 町2丁目7番1号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 住友林業株式会社 | 東京都千代田区大手町 1丁目3番2号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 双日建材株式会社 | 東京都千代田区大手町 1丁目7番2号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| トーヨーマテリア株式 会社 | 東京都港区赤坂7丁目 6番38号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 丸紅建材株式会社 | 東京都中央区日本橋箱 崎町36番2号 | 30,000 | 0.82 | 30,000 | 0.82 |
| 計 | - | 3,255,673 | 88.94 | 2,900,673 | 79.25 |

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月19日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月19日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。